

# 決算審査特別委員会

## □ 頭指摘事項（案）

平成24年12月17日

## 平成23年度決算に係る指摘事項一覧

### 【□頭指摘】

- 1 滞納者への対応について (総務部)
- 2 鳥取県東京本部について (総務部)
- 3 移住定住推進事業について (企画部)
- 4 山陰海岸世界ジオパークの推進について (文化観光局)
- 5 倉吉児童相談所について (福祉保健部)
- 6 鳥取砂丘こどもの国の魅力向上について (福祉保健部)
- 7 県内中小企業が取り組む新たな製品及び技術の開発支援について (商工労働部)
- 8 農業関係支援施策について (農林水産部)
- 9 チャレンジプラン支援事業について (農林水産部)
- 10 土砂災害特別警戒区域の指定促進等について (県土整備部)
- 11 県立病院の未収金対策について (病院局)
- 12 人事委員会勧告のあり方について (人事委員会)

## 決算審査特別委員会 口頭指摘

(平成24年12月17日)

決算審査特別委員会において平成23年度決算を審査した結果、検討又は改善を要する事項をまとめました。そのうち、口頭指摘の申し渡しを行います。

### 第1点目は、滞納者への対応についてであります。

平成20年度以降、県税全体の収入未済額に占める個人県民税の割合が8割を超える状況が続いていることを受けて、個人県民税の徴収率向上、徴収職員の能力向上などを目的に県と県内全市町村が参加し、平成22年4月に鳥取県地方税滞納整理機構を設置したところであります。

平成19年度の税源移譲を境に下降していた個人県民税の徴収率が、平成23年度にはやや持ち直しており、同機構を設置した成果が出てきています。

しかしながら、依然として、県内の経済情勢が厳しいことから、滞納者の個別事情に対応した適正な滞納整理事務を行うことを徹底すべきであります。特に生活困窮者や多重債務者に対しては、福祉事務所や消費生活センターなどとの連携を強化し、行政全体でセーフティネット機能の構築を図るべきであります。

### 第2点目は、鳥取県東京本部についてであります。

地方分権の進展により、国の情報収集を目的とした旧来型の東京事務所から、情報発信・企業誘致・ビジネスマッチング等の拠点へと求められる機能が変化してきています。

鳥取県東京本部は、企業や観光客誘致、情報発信、販路開拓支援などを効果的に行うため、平成20年度にこれまでの東京事務所から東京本部に改称

し、方針転換を行ないました。また、今年度も事務分担の見直しを行うなど、機能強化を図っているところでありますが、首都圏での自治体間競争はますます激化する状況にあります。

今後、より一層の機能強化を図り、必要な予算措置や人員・体制を整備すべきであります。

併せて、県外本部間でこれまで以上に連携・情報交換を密に行い、企業誘致、販路開拓、IJUターン等に関する情報・ノウハウを共有し、より効果的な業務を行うべきであります。

### **第3点目は、移住定住推進事業についてであります。**

移住定住の推進においては、様々な事業を実施されていますが、移住定住施策の組み立て方に疑問が残る事業が見受けられます。

例えば、「こころのふるさと鳥取」推進事業は、東京、大阪のシニア世代を対象にした移住に関するセミナー等を行うとともに、田舎暮らし体験等を盛り込んだ運転免許取得プランを実施することで、本県への移住定住の促進を行う事業であります。関係者との事前調整・連携が不足していたことから事業開始が遅れ、指定自動車学校4校が運転免許取得プランを作成され取り組まれたものの、周知・募集期間が短く、免許取得者の実績なしという結果となっています。

今後の関連事業の実施にあたっては、事業の目的である移住定住促進への効果を最大限に発揮できるよう、事業の必要性を十分検討するとともに、事前の関係者との調整・連携を綿密に行った上で取り組むよう改めるべきであります。

#### 第4点目は、山陰海岸世界ジオパークの推進についてであります。

山陰海岸ジオパークは、平成22年10月に世界ジオパークの加盟認定を受け、京都府、兵庫県、鳥取県の三府県が連携して、地形・地質遺産を保護し研究に活用するとともに、教育や地域の振興に活かす取り組みを積極的に行っていますが、県民及び全国的にも十分に認知されておらず、より一層の効果的な取り組みが求められています。

拠点施設として、鳥取市の鳥取砂丘ジオパークセンターと県の山陰海岸学習館が設置されていますが、鳥取砂丘ジオパークセンターは、世界ジオパークの加盟認定審査にあたり、当面の施設整備として既存施設を改装して整備されたものであり、多くの方が訪れる人気施設でありながら手狭となっている状況にあります。一方、鳥取砂丘ジオパークセンターには、県の砂丘事務所が隣接して設置されています。

ジオパークという貴重な財産を、観光、教育等に有効に活用し地域の活性化に繋げることができるよう、県と市それぞれが管理する施設について連携した一体的運用、さらには将来的な施設整備など、県関係課と鳥取市が十分に協議、検討を行うべきであります。

#### 第5点目は、倉吉児童相談所についてであります。

平成22年度決算において、児童相談所の体制及び施設の是正など、効果的な児童健全育成システムの構築について文書指摘がなされ、現在、その対応の一環として、米子児童相談所の改築に着手されていますが、倉吉児童相談所においては、保育専門学校の存廃の方向性も見据えた上で、移転改築等について検討途上のままにあります。

同所においても、これまで適宜改修が行われ、一定の環境改善が図られてはいますが、依然、児童の一時保護に供する部屋も狭小かつ少なく、更には民家に隣接しているため相談者や入所児童等のプライバシー確保も十分とは言えない現状にあります。

同所での一時保護児童数も平成23年度で延べ257人と増加傾向にある

中、子どもや家庭に係る多様な問題にきめ細かに対処できる体制及び環境を構築するため、可能な限り速やかに結論を出し、必要な対策を講じるべきであります。

#### **第6点目は、鳥取砂丘こどもの国の魅力向上についてであります。**

鳥取砂丘こどもの国は、昭和48年に開園以来、自然とのふれあいや遊びを通じて、本県の子どもたちの健全育成の場に供されてきました。平成18年度以降、財団法人鳥取県観光事業団が指定管理者となり、各種イベントを展開するなどサービス向上が図られています。

一方、リニューアルオープンした平成12年度で196,922人あった入園者数は、平成23年度で131,581人と減少傾向にあります。少子化の進行など理由は様々ですが、施設・設備の老朽化やマンネリ化による魅力低下も大きな要因です。

については、利用者のニーズを十分に汲んで順次遊具の更新を図り、例えば芝生わんぱく広場付近に雨天時も活用できる多目的ドーム等の将来的な整備も検討するなど、子どもたちが憩い楽しめる場としての魅力向上を図っていくべきであります。

#### **第7点目は、県内中小企業者が取り組む新たな製品及び技術の開発支援についてであります。**

県内中小企業が新たな製品及び技術の開発による事業化の支援を行う「ものづくり事業化応援補助金」については、大手企業の再編や円高等による一定以上の影響を受けた中小企業者を対象に、平成24年度までの特例措置により補助率の嵩上げ等が講じられていますが、特例措置の利用実績は1件と少なく、事業効果が十分に図られているとは言いがたい状況であります。

については、利用実績が低調だった原因をきちんと検証し、必要に応じて特

例措置の採択要件を見直すとともに、県内における大手企業の再編が相次いでいることから、特例措置の継続についても検討すべきであります。

**第8点目は、農業関係支援施策についてであります。**

農家等の支援には、それぞれの状況に応じたきめ細やかな対策が求められており、県においても様々な支援施策が展開されています。

一方で、支援施策の立案は、それぞれの担当課を中心に個別に行われており、必ずしも施策の利用者にとって使いやすいものになっていない部分もあるのではないかと考えられます。

については、市町村・農業団体等と協議し、施策利用者の視点に立って施策体系・事業内容を精査するなど、必要な見直しを行うべきであります。

**第9点目は、チャレンジプラン支援事業についてであります。**

チャレンジプラン支援事業は、意欲ある農業者等が作成した創意工夫あるプランに基づく取組に対して支援するものであり、農業者等の経営改善に対して非常に有効な施策となっています。

平成22年度以降、「販売額1,000万円以上の目標設定」が採択要件に加えられていますが、同要件を満たす申請はほとんどなく、厳しい農業経営環境下で販売額1,000万円以上の農業経営体も減少傾向にあります。

平成24年度からは「みんなでやらいや農業支援事業（がんばる農家プラン事業）」に再編成されていますが、事業要件はほぼ引き継がれたままであり、より一層活用しやすい事業にするため、実態に即した採択要件に見直しすべきであります。

## 第10点目は、土砂災害特別警戒区域の指定促進等についてであります。

土砂災害防止法に基づき、警戒避難体制の整備が必要となる土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び建築物の構造規制等を行う必要のある特別警戒区域（レッドゾーン）は、平成23年度末現在、警戒区域指定のため調査した6,188箇所のうち、特別警戒区域に指定する必要がある箇所として5,309箇所が県の調査によって確認されています。

しかし、その指定状況を見ると警戒区域は92.5%である5,703箇所を指定しているのに対し、特別警戒区域の指定はわずか20.3%の1,076箇所にとどまっています。

近年、集中豪雨が多発し、平成23年度も24件の土砂災害が発生するなど、土砂災害による被害の危険性が高まっています。全ての土砂災害危険箇所へ対策工事を実施し安全な状態にするには、膨大な時間と費用が必要となることから、建築物の構造規制等により災害から尊い人命や財産を守るため、進んでいない特別警戒区域の指定を早急に完了させるべきであります。

また、レッド区域内住宅立替等補助事業については、利用実績が少ないことから、より利用されるよう補助内容の見直しを行われるべきであります。

## 第11点目は、県立病院の未収金対策についてであります。

両県立病院とも未収金の回収促進や新たな発生の抑制を図るため、弁護士法人への債権回収委託、クレジットカード決済等の実施、コンビニエンスストア収納制度の導入、時間外診療に係る預かり金の徴収等、様々な取組を実施しています。こうした様々な取組の結果、未収金残高が増加する傾向は抑制されつつあるものの、依然として毎年増加しています。平成24年3月末現在の過年度患者負担分に係る未収金額は、中央病院が約1億2,700万円、厚生病院が約2,300万円となっています。

つきましては、引き続き、未収金の新たな発生を抑止するとともに、既に生じている未収金については、債権管理の基準を作成し分類整理を行い、回収可能な債権は速やかな徴収に努め、未収金残高の縮減を図る必要があります。特に、中央病院には更なる努力を求めます。



**第12点目は、人事委員会勧告のあり方についてであります。**

人事委員会勧告は、地方公務員法第24条第3項の均衡の原則に基づき、「国及び他の地方公共団体の職員の給与」、「民間事業の従事者の給与」、「生計費」、「その他の事情」を総合的に判断して、職員の給与を決定しています。

鳥取県では、県民の理解と納得を得るため、従来の国公準拠の考え方から県内の民間事業者との給与比較を重視し、勧告を行っています。

近年は、県内の厳しい経済情勢を反映して、マイナス勧告が続いており、国公ラスパイレス指数の全国都道府県順位も40位代で全国最低水準にあります。

この状況が続くこととなりますと、職員の士気、県の将来を担う優秀な人材の確保等への影響が懸念されることから、人事委員会として、県民の理解と納得を得ることを前提に職員の適正な給与体系のあり方を明確に示すべきであります。

以上で口頭指摘の申し渡しを終わります。